

青森県警察本部訓令第4号

警 察 本 部  
警 察 学 校  
各 警 察 署

青森県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

平成18年3月13日

青森県警察本部長 長尾正彦

青森県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程

青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）第2章の規定による青森県警察本部長が取り扱う個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成11年5月青森県規則第55号）の例による。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。